労　　働

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県電気機械器具製造業最低工賃（令和５年山梨労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月11日　　山梨労働局長　岩﨑　　充

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　山梨県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　　目	工　　程		規　　格	金　　額
ビニル線	端末加工	より及び予備はんだ付け	芯線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	１か所につき 72銭
コイル	からげ（１か所につき、４回以内からげて切るものに限る）		線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	１か所につき １円08銭
コネクター	差し（リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）			１端子につき 63銭

４　効力発生の日　令和８年４月10日

公　　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告